

事業報告書

(自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 大村中央産婦人科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
- ☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 大村市水主町 2 丁目 609 番地 1
- (3) 設立認可年月日 平成 4 年 3 月 23 日
- (4) 設立登記年月日 平成 4 年 4 月 1 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医 療 法 人 大村中央産婦人科	4210521128	長 崎 県 大 村 市 水 主 町 2 丁 目 609 番 地 1	

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

該当無し

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

該当無し

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 4 月 1 日 理事の辞任に伴う役員改選の件

令和 7 年 5 月 2 9 日 令和6年度決算の決定

法人名 医療法人 大村中央産婦人科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市水主町2丁目609-1

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	67,382	I 流 動 負 債	40,253
II 固 定 資 産	177,212	II 固 定 負 債	15,345
1 有形固定資産	175,207	負 債 合 計	55,598
2 無形固定資産	661	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	1,343	I 資 本 金	10,000
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	178,995
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	188,995
資 産 合 計	244,594	負 債 ・ 純 資 産 合 計	244,594

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
A 本来業務事業損益	
1 事 業 収 益	60,929
2 事 業 費 用	85,503
本来業務事業損失	△ 24,574
事 業 損 失	△ 24,574
II 事 業 外 収 益	2,368
III 事 業 外 費 用	1,498
經 常 損 失	△ 23,704
IV 特 別 利 益	
V 特 別 損 失	
税 引 前 当 期 純 損 失	△ 23,704
法 人 税 等	71
当 期 純 損 失	△ 23,776

法人名 医療法人 大村中央産婦人科
所在地 長崎県大村市水主町2丁目609-1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額 244,593 千円
2. 負 債 額 55,598 千円
3. 純 資 産 額 188,994 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	67,381
B 固 定 資 産	177,212
C 資 産 合 計 (A + B)	244,593
D 負 債 合 計	55,598
E 純 資 産 (C - D)	188,994

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 大村中央産婦人科
理事長 荒木 文明 殿

私は、医療法人大村中央産婦人科の令和7年会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和8年5月28日
医療法人 大村中央産婦人科

監事 中山 綾子

